大津市建築基準法等施行細則（抜粋）

（中間検査申請書に添付する書類）

第７条の２　規則第４条の８第１項第４号（規則第８条の２第１７項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類（法第６条の４第１項第３号に掲げる建築物であって、令第４６条第４項の適用を受けるものに係る中間検査の申請をする場合に限る。）は、次に掲げる書類（当該建築物に係る規則第１条の３第１項（規則第３条の３第１項及び第８条の２第１項において準用する場合を含む。）の確認の申請書に添付したものを除く。）とする。

⑴　筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書

⑵　土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書

⑶　令第４６条第４項に規定する数値及び同項の国土交通大臣が定める基準に従った計算の結果並びにそれらの算出方法を記載した書類

附　則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 40 号)

１　この規則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第７条の次に１条を加える改正規定　平成２９年８月１日

⑵　第９条第２項の改正規定　平成３０年４月１日

２　改正後の第 7 条の 2 の規定は、前項第１号に掲げる規定の施行の日以後に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認の申請又は同法第１８条第２項の規定による計画の通知がなされた建築物について適用し、同日前に同法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認の申請又は同法第１８条第２項の規定による計画の通知がなされた建築物については、なお従前の例による。